

# J R関西線観光推進事業業務委託仕様書

## 1 業務の名称

J R関西線観光推進事業業務委託

## 2 業務の目的

人口減少・少子高齢化、道路整備や、道路を中心としたまちづくりの進展など、ローカル線を取り巻く環境は大きく変化しており、J R西日本の公表では、三重県の亀山駅と京都府の加茂駅を結ぶJ R関西線の1日あたりの利用状況(輸送密度)は、1987(昭和62)年の4,294人から2024(令和6)年には978人に減少し、37年間で利用者が8割近く減少している。

このような状況を踏まえ、沿線の自治体や関係団体等とともにJ R関西線の観光面での利用促進及び沿線地域の経済活性化につなげることを目的として、「J R関西線観光推進連携協議会議(以下、「連携協議会議」という。)」を設置し、取組内容の検討や関連情報の共有等を行いながら連携して取組を進めている。

今回の事業では、連携協議会議での検討を含め、J R関西線12駅沿線の観光資源の発掘・磨き上げを行い、より多くの方々にJ R関西線及びJ R関西線沿線の魅力を伝えることにより、観光面でのJ R関西線の利用促進を図ることを目的とする。

## 3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和9年3月23日(火)まで

## 4 業務内容

### (1) J R関西線12駅沿線の観光資源の発掘・磨き上げ、周遊ルートの造成

- ① J R関西線12駅の駅ごとに周辺の自然や歴史・文化、食、体験などの観光資源を2つ以上発掘し、列車を活用した旅の目的地となるよう観光資源として磨き上げる。なお、観光資源の選定にあたっては、駅で降りた後の移動手段として徒歩を基本とするが、自家用車やタクシー以外の交通手段を使用して行くことが可能な場所も可とする。

※新たに発掘するのみでなく、既存の観光資源を活用してもよい。

(参考: J R関西線12駅途中下車の旅のHP) ↓

<https://www.kankomie.or.jp/special/kansaisen-buraritabi/>

- ② 上記①の観光資源を踏まえ、J R関西線のダイヤ等の特性を生かして、駅を除く2つ以上の観光資源を組み合わせ、共通のテーマやストーリーなどでくくり、磨き上げることにより、J R関西線12駅のうち複数の駅を乗降する日帰りまたは1泊2日以上での周遊ルートを3つ以上造成すること。

(上記①②を実施するうえでの注意点)

- ・ 観光資源の磨き上げや周遊ルートの造成を行う際は、観光資源や周遊ルートごとに明確な体験価値を設定すること。
- ・ 伊賀上野駅については、伊賀鉄道上野市駅に変更することも可とする。
- ・ 三重県をはじめ、連携協議会議のメンバーや地域の方々(観光協会など)へ確認を行いながら進めること。また、磨き上げの実施については、必要に応じて、観光資源に精通している専門家のアドバイスを受けながら進めること。

### (2) J R関西線12駅沿線の観光資源等の情報発信

上記(1)の内容を踏まえ以下のとおり、情報発信を実施すること。

- ① 当該業務委託とは別で、(1)で実施したJ R関西線沿線の観光資源や造成した周

遊ルートなどを掲載し、J R 関西線沿線の魅力を発信するホームページの作成を（公社）三重県観光連盟に委託する予定にしているため、当該業務委託での成果を共有するなど、（公社）三重県観光連盟と連携しながら情報発信を行うこと。

※情報発信に必要な写真や動画等のデータについては、受託者にて用意するもの  
他、「連携協働会議」のメンバー等が保有し、使用の許可を得たものを使用することが可能とする。

- ・制作物については、三重県に著作権その他の知的財産権及び所有権が帰属するものとし、受託者は受託者または第三者が著作権者人格権を行使しないよう必要な措置をとること。
  - ・映像や写真等を撮影・収集する場合は、三重県もしくは連携協働会議等が、今後のプロモーションで利用できるよう、2次使用も含めて受託者が撮影先・収集先から許可を得るなど、権利関係を整理すること。
  - ・制作物にイラスト等の著作権等の費用が発生する場合、受託者が調整を行うこと。
  - ・今後の使用に関して、使用料が発生する場合、その全てを委託料に含めること。
- ②受託者のネットワークなどを活用し、効果的と思われる情報発信について、人（インフルエンサー）や媒体などを提案し、実施すること。なお、実施内容については、予め、三重県をはじめ連携協働会議協議のメンバーと協議のうえ実施すること。

### （3）連携協働会議関連業務

連携協働会議に関して以下の業務を実施すること。（年4回を想定）

#### ①日程調整・出欠確認・会議室の確保

連携協働会議のメンバー等に照会し、会議の日程調整を行う。併せて、出欠確認を行う。

また、30名程度が収容できる会議室を確保すること。なお、会場については、J R 関西線を利用して行くことが可能な施設が望ましい。

#### ②会議資料の作成

三重県を含め、関係者に確認しながら会議資料を作成・整理し、遅くとも、会議の前日までに連携協働会議のメンバーに共有すること。

#### ③会議の開催

会議に出席し進行を行うこと。会議については、対面とオンラインのハイブリット形式で準備・実施すること。

#### ④会議録の報告

会議録をまとめ、後日、連携協働会議のメンバーに報告すること。

#### ⑤PRイベントへの参加

連携協働会議で行うJ R 関西線関連のPRイベントなどにスタッフとして最低1人は参加し、連携協働会議のメンバーとともに情報発信を行うこと。（年3回程度を見込む）

※PRイベントに参加するための会場までのスタッフの旅費については受託者が負担し、それ以外の必要なチラシや備品、会場などについては、本委託事業に含まず、連携協働会議にて準備することとする。

## <参考>

### ○連携協働会議の構成メンバー

三重県	京都府相楽郡南山城村
亀山市	京都府相楽郡笠置町
一般社団法人亀山市観光協会	京都府木津川市
三重県伊賀市	一般社団法人木津川市観光協会
一般社団法人伊賀上野観光協会	西日本旅客鉄道株式会社
一般社団法人京都山城地域振興社	株式会社日本旅行
公益社団法人三重県観光連盟	
中部運輸局（オブザーバー）	

※事務局は三重県及び公益社団法人三重県観光連盟が担う

## 5 その他

### (1) 打合せの実施

本業務の進捗管理や円滑な遂行等を目的に、県と定期的なミーティングを実施すること（最低1ヶ月に1回は実施すること）。

また、必要に応じて、対面又はオンラインでの打合せを開催すること。なお、オンラインの場合はミーティングのURLなど必要なものを用意すること。

なお、ミーティングを実施した場合は記録を作成し、三重県に報告すること。

### (2) 報告事項

受託者は、次の項目について、三重県への報告を行うこと。

ア 業務運営に係る体制の見直しが必要となった場合は、三重県へ報告を行い、協議すること。

イ 三重県の判断が必要なものおよび重要と判断されるものについては、その都度直ちに三重県に報告し、情報を共有するとともに、必要に応じて指示を受けること。

### (3) 完了報告

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を三重県に提出すること。なお、作成及び提出に係る一切の費用については受託者の負担とする。

ア 報告期限

令和9年3月23日（火）

イ 記載事項

i) 委託名

ii) 契約金額

iii) 契約日、契約期間

iv) 完成年月日

v) 実施した業務内容、実績、成果及び課題

vi) その他必要な資料、データ

ウ 納品物の様式等

i) 委託業務完了報告書の様式（任意、A4版・カラー両面印刷）

ii) 紙ベース及び電子データを格納した記録媒体（DVD-R等）

### (4) 事故報告

業務遂行にあたり、不適切な事務処理や事故及び遅延が生じたまたは生じる見込みとなった場合や、その他取扱いに疑義が生じた場合は、直ちに三重県へ報告し協議を

行うこと。

#### (5) 契約の変更

本業務にかかる内容や支援量等を踏まえ、三重県と受託者が協議の上で契約を変更できるものとする。

#### (6) 業務の実施体制

##### ア 業務責任者等の選任

受託者は、契約締結後速やかに業務責任者を選任し、三重県に届けなければならない。業務責任者は、委託業務を統括し、その遂行についての指揮監督を行い、業務従事者等の指導を行うとともに、委託業務の遂行について三重県へ協議・報告を行う。

##### イ 名簿の提出

受託者は、アに定める者を配置し、従事者名簿を提出するものとする。

名簿に記載された者を変更した場合には、速やかに三重県に提出しなければならない。

##### ウ 実施体制の見直し等

業務の増減により提出した提案書に示された業務運営に係る体制の見直しや業務従事者の人員配置に増減がある場合は、事前に三重県と協議するものとする。

なお、提案書に満たない配置となった場合は、相当額を精査し、最終的に減額の変更契約を行うものとする。

#### (7) その他、受託上の留意点

ア 受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、被写費、交通費、通信費、消耗品費等全ての経費を、本業務委託料に含むものとする。

イ 企画提案書で提案した業務は、当初契約金額内で責任をもって履行すること。

ウ 契約締結後において、三重県の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、三重県と受託者とで取り扱いを協議する。

エ 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議して実施するものとする。

オ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに三重県に報告し、その指示に従うこと。

カ 業務遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。

キ 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。

ク この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

ケ 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。

コ 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

サ 受託者は、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- i) 断固として不当介入を拒否すること。
- ii) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- iii) 三重県に報告すること。
- iv) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

なお、受託者が上記 ii) 又は iii) の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

シ 障がいを理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。